

2020年4月17日

緊急事態宣言を受けて

昨日、全国に出された緊急事態宣言を受けて、当法人では以下の対応を実施したいと思います。

実施期間は4月20日から宣言終了後（現時点では5月6日）までとします。

1. 暮らしを支える支援は優先的に対応します
2. ガイドヘルプ（移動支援・行動援護）の制限
3. 日中一時支援の利用制限（3密の回避）
4. 密接を避けた支援方法
5. 公共交通機関利用の職員の出勤停止
6. 感染予防の徹底
7. 個別的な柔軟な対応

◇ 詳細は以下ページに掲載

1. 暮らしを支える支援は優先的に対応します

① 生活支援

- ・ 居宅介護（家事援助、入浴支援等）
- ・ 通院支援
- ・ 生活必需品等の買い物などへの同行

② 通所の支援

- ・ 通所先への送り迎えの支援

③ 本人や家族の気分転換の必要性が高い支援

- ・ 保護者の就労等により自宅で過ごすことが難しい方への支援
- ・ 自宅で長時間過ごすことが本人や同居家族等に過大なストレスになっている方への支援
- ・ 本人、保護者等の息抜きが必要な方への支援
- ・ その他、散歩等を希望される方への支援

- 対応可能なヘルパー体制での調整になりますのでご相談下さい。
- 利用の自粛を促すものではありません。

2. ガイドヘルプ（移動支援・行動援護）の制限

- ① 府県を超えた移動を伴う外出支援の中止
- ② 可能な限り、電車移動の距離を短くする過ごしの提案
- ③ 人混みを避けた外出先の提案
- ④ 可能な限り、店内飲食を避ける対応
- ⑤ 健康増進、ストレス発散の為の散歩機会をお勧めします

- 余暇目的の外出や電車移動を禁止している訳ではありません。変更不可の事情も理解しています。

3. 日中一時支援の利用制限（3密の回避）

① 人数制限

- ・ 同時刻に過ごす利用者数の上限を3名とさせていただきます。
- ・ 可能な限り同部屋で過ごさず、1階・和室・事務室に分かれて過ごしていただきます。

② 利用時間制限

- ・ 事務所での滞在時間の上限を半日（4時間程度）とさせていただきます。

- ・ 8 時間程度の過ごしがやむを得ない場合、外での活動を取り入れる、途中で担当交代を行うなどの対応を行います。

➤ クラスタ発生を抑えるように配慮させていただきます。

4. 密接を避けた支援方法

① 距離を開け、接触を避けます

- ・ 安全な場所で見守り可能な場合、ヘルパーと利用者の距離は 2m 程度開けさせていただきます（可能な限り）。
- ・ 可能な限り利用者と手を繋ぐず、繋いだ後は手洗い又は消毒を行います。（お互いの感染予防）
→安全確保等で手を握る必要がある際は手を繋ぎます。

② 負荷をかけない

- ・ 精神的・体力的な負担をかけ体調不良等の原因にならないよう配慮します。新しい活動などは避け、ご本人が過ごしやすいように配慮します。

➤ 適切な距離を保ち、お互いの感染予防に努めます。

5. 公共交通機関利用の職員の出勤停止

① 在宅事務（テレワーク）を中心に業務を行います。

② 公共交通機関利用の出勤の停止します（致し方ない出勤を除く）

- ・ 電車、バス乗車時間が 30 分以上かけて通勤しているスタッフは基本的に出勤停止とさせていただきます。（秋篠、好川等）
- ・ その他、電車通勤のスタッフの出勤も可能な限り減らします。（松崎、永岡、長谷川）

➤ 出勤可能スタッフにて対応をさせていただきますので、利用希望にお答えできない場合もあります。

6. 感染予防の徹底

① 手洗い・マスク着用の徹底

② 事務所備品の消毒等

- ・ 共有物（電話、iPad）をこまめに拭きます。

→アルコール消毒綿が不足しており、ウェットティッシュ等での拭き取りになります。

7. 個別的な柔軟な対応

- ① 当たり前の暮らしを支える為、オーダーメイドの支援を行う
 - ・ 当法人の理念です。どんな状況下においても、利用者一人一人の状況に応じて支援をさせていただきます。

- 全ての利用をお断りする訳ではありません。
- 出勤可能なスタッフでできる限りの支援をさせていただきます。